

② グループ

7. 市民の役割と責務

分類		盛り込みたい思い、キーワード、提案	
自覚～参加	自覚	自らの発言及び行動に責任を持つ	
		自分でできる事は自分です	
	ルールを守ろう	市民はルールを守る事	
		制度化されたことは、実践し常に改革の気概を保つこと	
		ルールを守る 定められたことは必ず実行する	
	積極的に	必要な情報は自分で得る 受身にならない	
		積極的に行動する	
	市政への参加	市政参加 市民の役割・責務・市政への参加 自分のエゴだけでなく、“安城市”のことを考えて参加しよう	
		投票しよう！ 「地元だから」「若いから」「党だから」はナシ！	
		地域への参加	
行政、議会を評価しよう	地域活動に参加しよう！		
	市会議員の監視		
	行政の相対効果と評価制度を確立すること 参政権は確実に履行し、常に行政会議の状況を把握すること		
協働	助け合い	相互扶助の気持ちを養い、実行する 一人は万人のために 万人は一人のために	
		互いを尊重	主権者と相互に尊重して条例と規則を厳守する 自治の主体の自覚 互いに尊重と協力して推進する 他人(関係者)の尊重
	行政に協力		行政に対して協力
	情報を共有		情報を共有する
	行政サービスに伴う負担	行政サービスに伴う負担をする 市政の運営の費用を負担しなければならない 納税	
その他		権利行使にあたり、公共の福祉、次世代の将来に配慮	

8. 議会の役割と責務

役割 責務

自治の基本理念にのっとる		市民、行政と協働して、基本条例の理念の実現に努める
誠実な職務執行	総合的な視点	安城市が良くなる事を考え活動を行う！
	市民の意見を反映	主権者の声をよくきき、代弁者としての職責を果たす
		市民意見の反映 陳述人、参考人等の信用
		市民の意思が行政に反映される
		市民の意思を行政に反映させる
		市民の意思が市政に反映されるように市民の声を聞くこと
		議員運営の向上 適時期に基本事項については、住民・市民の意見を確認する。 公聴会一会議
	プロ意識をもって	自己研さんに努める
		必要な情報は自分で入手すること
		議会の専門項目を役人に訊かない
議員は常に政策勉強に努めると共に、議員提案の条例の立案に努める		
地域の御用ききとならない		
情報公開	情報公開	情報提供、整理
		保有する個人情報の保護と情報公開
		情報公開！！ 今みたい
		自身の政治活動内容は全て情報公開すること
		市民に情報提供し、情報の共有を図る
		提出予定の条例に対する事。前公開をする
	議会活動は常に透明性を保つ	
説明責任	議会活動について、情報を市民に分かりやすく説明	
機能・権限	行政のチェック	行政の監視
		行政の仕事が適切かしっかり判断、質問を
		市政運営が適正に行われるようチェックする
		執行機関の検査及びけん制
		執行機関の検査及び監査の請求
		市政に関する調査及び関係機関に意見書提出
		常に全ての条例の有効性を確認する
	重要事項の決定	重要事項を議決 条例の改廃、予決議の認定
提案しよう	議員提案を活発化する	
その他	議会機能の確認 議会の役割をはたす	
自立的な組織体制の整備	評価制度	議員に対するQC制度の導入
		議員の政治活動に対する評価制度を導入
		議員定数制ではなく、点数制にする
	自立	議会の自立
その他	町内会&経済団体等を投票母体としない	

9. 市長の役割と責務

役割

責務

自治の推進	自治の推進	市の自治を発展させる
	市民の意見を聞こう	市民の意向を把握する
行政の代表者としての責務	市の代表として	市を代表する
		市長らしいことの実施
		議会とは、是々非々の態度を保持する
	責任を果たそう	他市の状況やはやりに左右されず 本当に安城市のためになることを政策として遂行する
		結果責任は必ず負うという自責の念を持つ
		常に最終責任は自身が負うという気概を持つ 責任は行動で示すこと
公約は大切！	選挙公約を役人につくらせない	
	選挙の公約を当選後変えない	
効率的な行政運営	民主的に	法治による行政運営
	効率的に	行政手続の整備
		行政組織の自己改革
		効率的な行政運営 事務執務には最少経費で最良の行政サービス
迅速、柔軟に	行政課題に対応できる、機動的柔軟な組織運営	
市職員の能力向上	意欲を向上させよう	職員の能力向上に努める
		市職員のやる気を出す様な行政運営評価をする
機能・権限	基本方針を示す	マニフェストを提示する
		市政の基本方針を出す
		明確なビジョンをしめす
		毎年の目標と達成度を公開すること
	市政の執行	市民の福祉を向上させる政策を推進
		第7次総合計画の基本に従って事務執行する 政策形成が自治条例に従い推進調整

10. 職員の役割と責務

役割

責務

自治の推進	条例を遵守	法を遵守する
役割の認識	市の奉仕者として	大多数の市民が望む仕事をする
		税金から給与が出ている事を自覚して仕事をする事
		職員らしくことを行う
		市民全体のため働く
		私的な感情論で事務選択をしない
公正・誠実・ 効率的な 職務執行	接客・接遇	職員は市民とたくさん友達を作る 仕事がしやすくなる
		市民をお客様あつかいしない(同じ安城市の仲間)
		主権者に理解できる言葉を使う
		市民に対しては常に笑顔で接する
		市民と接する機会が多いので協調を意識する
		市民と行政の橋わたし役を果たすこと
	情報公開	全ての情報を公開する(結果だけでなく過程も)
	公正・誠実に	市民に対しわかりやすく、ていねいに応対
		誠実且つ公正に業務の執行
		公平に誠意を持って仕事する
	効率的に	1人1人の独立性を高める
		市民の声をよく聞き、考え、現場第一主義に徹してもらいたい
		先例、失判にとらわれず、現実を考慮して対処してほしい
前例踏しゅうを打破する		
柔軟に	臨機応変の対応に努める	
	適材適所に努める	
公正な評価	年齢に合わせた昇格、昇給制度はやめ	
知識、技術等の 向上	スキルの向上	自己改革に努める
		知識や技能の向上
		職務遂行に必要な技術の向上
		市民に対し分かりやすく説明できる能力を有すること
	専門性を!	持ち場のプロ 5~8年同じ場にいる職員がいてもいいんじゃない?
		条例、規則等の関係事項の理解を深める

前例踏しゅうは×

11. 市民参加

市民参加の推進	参加しよう！	市民参加の機会をつくる 積極的に参加し最後まで見とどける
	誰でも参加	社会的、経済的環境の違いや、国籍、信仰、性別、心身の状況などに差別的取扱いを受けない 個人を大事にする(御用団体等を見直す)
	参加する権利	市民の権利、利益の保護 まちづくりの参加に平等の権利
参加の方法	委員の公募	各種の審議会議等に積極的に参加 多くの市民の参加機会を保障 審議会の公募、意見の公募、多様な参加手法を用意
	パブリックコメント	パブリックコメントを活用し、意見希望を受け入れやすい体制を作る 市民参加による行政、議会、市民の評価制度を作り評価する
	評価制度	事業を実施する " " を選択する 政策評価を実施
参加のルール	ルールは必要！	市民参加 ルールを確立する 自治組織(町内会)に参加し意見、要望が発言できるルールづくり
	参加のタイミング	総合計画、重要な計画を策定、見直すときに市民参加 重要な条例、規則など制定、改止するときに市民参加 地域の活動・計画づくりにも参加する権利がある
	誠実な応答	市民からの意見に対して誠実に応答 耳障りな事をネグレクトする 自分の考え方が反映されていないからといって「市民の声を聴いていない」とは言わない

12. コミュニティ(市民活動支援を含む) 行政は...

役割の認識	コミュニティの位置付け	市はコミュニティ自主性、自立性を尊重 コミュニティサービスの選択権をみとめる 自治会、町内会、NPO等の位置付けを明確にする
	志縁の会の位置づけ	地縁だけでなく、志縁会も困んだ会の設置 町内会だけでなく志縁会のようなものにも事務局をつくる
市民活動支援	活動への支援	活動を必要に応じ支援しなければならない 活動に呼応した財政支援制度を制定する 誘導、支援等を明確にする
	活動を促すしくみづくり	NPO団体、ボランティア団体の結成を促す施策を推進する 市民活動を推進するしくみをつくる 新しく安城に入ってきた人へのコミュニティ案内

市民は...

役割の認識	市民はコミュニティの役割を認識して守り育てる 地域社会の担い手 主体的にまちづくりに取り組む 自分でできることは自分で家族や地域でできることはその中で協力して行う	
	組織体制の構築	マンション住民にも町内会に入りやすくする

7. 市民の役割と責務

自覚～参加	自覚	自覚～参加
		自治の主体としての自覚
	自らの発言と行動に責任	
	自治(まちづくり)の主体であること認識・自覚し、 自治(まちづくり)の主体にふさわしい行動をとることは欠かせない。 また、 「市民憲章」を尊重することを反映すれば、市民憲章と自治基本条例との関係が明確になる	
地域への参加	積極的に	自らなすべきことを考え行動する
	地域への参加	会社、学校などを除く、どこかのコミュニティに 参加 しましょう あえて責務にするのはどうか
		自分の意思で参加できないような方は？ これを責務とすると、例えば市長(行政)の役割として それをフォローするために施策を盛り込む必要がでてくるなど
協働	互いを尊重	「お互いさま」と相手を思いやれるとよい 相互に基本的人権を尊重
行政サービスに伴う負担		行政サービスに伴う負担(行政サービスに伴う負担を分担) 応分の負担 財源確保も必要なんで

この項目はぜひ
「議員発案」して頂きたい！

8. 議会の役割と責務

誠実な職務執行		議員の役割と責務 公正・誠実な職務の遂行 自己研鑽・政治倫理の確立 市民との意見交換(情報公開・説明責任) 政策提言権の向上 等を、議会だけでなく、議員に関する役割と責務も条例に織り込みたい
機能・権限	重要事項の決定	意思決定機能
	行政のチェック	行政の監視機能
	情報公開	市民に関かれた議会になること ・ -1 情報公開・説明責任 (議会活動に関する市民にわかりやすく説明する責任を果たすと共に、積極的に情報を公開することを宣言)
	市民の代表として(誠実な職務執行)	・ -2 市民参加 (一度の選挙の信託にとどまらず、さまざまな機会・方法を使った市民参加を行うことにより、議会の市民代表性を強化することを宣言) ・ -3 自由討議 (議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成を行うという原則を宣言)
提案しよう	政策立案 (行政とは別に、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと)	
その他		議員のみなさんで考え、提案してほしい。 その提案が市民に受け入れられるかどうか

き グループ

7. 市民の役割と責務

分類		盛り込みたい思い、キーワード、提案
自覚～参加	自覚	市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つ どういう風に市民が役割を果たすのか？
	市政への参加	市民参加
		市政に参加
		投票に行く義務がある 行政に参加すること
地域への参加	町内活動参加	
	となり近所との交流をする	
	公共の利益及び地域社会の発展に寄与すること	
まちづくりへの参加	まちづくりに参画する義務	
協働	情報を共有	市民間のコミュニケーションを良くする
	議論しよう	公の結婚相談所を作る そうい議論ができる場が大切
行政サービスに伴う負担		行政サービスに伴う負担を分担する
その他	子育て	子育ての良い環境を作る 男女協働参画 子供を健全に育てていく責務
	おもいやり	高齢者を大切にする責務
	自然・環境	自然や環境を守る責務
	その他	役割と責務についての担保どうするか

8. 議会の役割と責務

自治の基本理念にのっとる		自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない
誠実な職務執行	総合的な視点	(政策が)市民のニーズとズレていないか 市の全体ニーズを汲んでいるか
	市民の代表として	二元代表制を意識
	市民の意見を反映	市民との意見交換 議員と市民の懇談会を開催してもらいたい
	プロ意識をもって	議員さん自身が行政内の勉強した上で議員に立候補する 議員さんが専門性をもった上で得意分野を管理してもらう 議員は行政管理するために 専門性を職員以上に勉強した上で管理する
情報公開	情報公開	議員会だよりの充実 誰が何を言ったのか 政務調査費の公表 議会運営の情報公開を十分に行う
		説明責任
機能・権限	行政のチェック	市政経営が適正に行われるよう。調査し、監視、政策立案等を果たす。
	提案しよう	行政をチェックするだけでなく、政策立案する力をつくる
自立的な組織体制の整備	評価制度	議員報酬は現状のままに総議員数を減らし一人一人の議員の責任を重くする
その他		高齢者が安心して生活するよう議会に望む

9. 市長の役割と責務

自治の推進	市民の意見を聞こう	市長への手紙等で市民の意見をきく
	条例の遵守	市民の意見を進んで聞く機会を設ける 自治基本条例を遵守し、自治を推進しなければならない
行政の代表者としての責務	市の代表として	市民の信託にこたえる
	公約は大切！	市長の公約 役割と責務
		市長は立候補のときの公約を遂行すること マニフェスト公表・評価(自己と第3者)
効率的な行政運営	効率的に	効率的な行政運営に努めなければならない
機能、権限	基本方針を示す	市長は進行方向を決めた後は 職員に責任を持たせて途中けいかをチェックする
その他		市民の意見を聞いて、公営の結婚相談センターを作っ

10. 職員の役割と責務

自治の推進	条例を遵守	地方公務員法を守って、職務を遂行する
	市民主権！	市民の声に耳をかたむける 市民の力が引き出せるように市民を喚起すること
役割の認識	市の奉仕者として	法律を守る事は大切で有るが 法律の範囲内で地方の発展の為に応援する
公正・誠実・効率的な執務執行	公正、誠実に	市民全体の奉仕者として 公正かつ誠実に全力をあげて職務を遂行する
	柔軟に	法律は法律だが、個人の責任の上で 他人迷惑を掛けない範囲で解決する
	公正な評価	給与は能力主義へ移行すること
知識、技術等の向上	スキルの向上	行政施策 政策立案 能力の向上 職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め 常に研修に努めなければならない
	専門性を！	専門性を持ち民間よりも知識と経験をもつ事

11. 市民参加

市民参加の推進	参加しよう！	行政が参加できる風土をつくる
		市民参加を公表したりPRする
		安城市民1人1人が主体的に参加してまちづくりができること
		学校運営への市民参加 防災、交通安全に出来る限り協力する
参加の方法	委員の公選制	各種委員会・審査(議)会は市民が公選すべきである
	パブリックコメント	パブリックコメント
参加のルール	ルールは必要！	市民参加のルール 公ボ市民をする
	参加のタイミング	策定過程への市民参加 市長マニフェストの市民評価
ボランティアの推進		みどりの町づくりなどボランティアで参加する 障害者のバリアフリーをボランティアで援助してほしい

12. コミュニティ(市民活動支援含む)

行政は...

役割の認識	市は市民による自治を拡充し共働によるまちづくりを推進するため地域の住民の意見を市政に反映する
-------	--

市民は...

役割の認識	行政におまかせしない 自治協議会「...望ましい」うたっていくか?
組織体制の構築	町内会の見直し(あるべき姿)
	町内会運営民主化
	コミュニティの情報公開(町内会)

13. 住民投票

住民投票	住民投票条例を作る方法もある
	自治基本条例に入れなくてもいいという意見もある
	何のために入れるのか?
実施に必要な事項	市長は市政に係る重要な事項について条例で定めるところにより住民投票を実施すること
	風俗営業又は公害に関するときは住民投票を必要とする
その他	ギ会を否定することにもなる

④ グループ

7. 市民の役割と責務

分類		盛り込みたい思い、キーワード、提案
まちづくり 自治の基本理念にのっとる		自治の基本理念にのっとる
自覚～参加	自覚	自治の主体としての自覚 自治の主体としての自覚 = 市民としての自覚
		責任と役割の自覚 責任と役割の 自覚
		自らの発言と 行動に責任
	積極的に	自らなすべきことを考え行動する
地域への参加	コミュニティの存在?の必要性 コミュニティの <u>役割</u> を認識 これって何?	
	町内会の在り方の検討	
行政サービスに伴う負担		行政サービスに伴う負担

8. 議会の役割と責務

誠実な職務執行	総合的な視点	議員は地元だけでなく、市民全体を見る目をもつ
	市民の代表として	地方自治の要(二元代表の - ツ)
情報公開	情報公開	開かれた議会運営 議会としての情報公開の 拡充 積極的な情報公開の方法を考える
		情報公開をしているが その情報を市民がつかみにいくという自覚をもつ
	説明責任	わかりやすく説明する責任 議員が議会の内容の報告会をする(地域ごと) 議会としての説明責任 議員としての説明責任
機能・権限	行政のチェック	行政のチェック
	提案しよう	政策立案(条例をつくる)
その他		どういふ議員を選ぶかが市民の責務

9. 市長の役割と責務

自治の推進	自治の推進	自治の基本理念・原則の推進
	条例の遵守	条例の遵守
行政の代表者としての責務	市の代表として	行政の 代表者 としての責務
効率的な行政運営		誠実・公正・民主的・能率的・迅速・柔軟 総合的な行政運営
市職員の能力向上		市職員を適切に指揮・監督 職員の使命感を醸成
機能・権限	基本方針を示す	市長は方向性を明確に出す

10. 職員の役割と責務

自治の推進	条例を遵守	条例を遵守
		条例の原則に基づき職務を遂行
役割の認識		地域の一員であることを認識
		市全体の 奉仕者 としての認識

11. 市民参加

市民参加の推進	参加しよう！	企画・実施・評価の各過程の市民参加 市民の参加の下で市政が行われること
	参加する権利	(多治見市)18条 市民参加の権利 参加しなくても不利益はない
参加の方法	委員の公募	委員の公募
	パブリックコメント	パブリックコメント
参加のルール	ルールは必要！	市民参加のルール
		多治見市 18条 19条
		(多治見市)19条 市民参加の推進

多治見市市政基本条例

(市民参加の権利)

第18条 市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。
2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

(市民の参加の推進)

第19条 市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員会の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。

2 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。

3 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。

(1)総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。

(2)重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文章をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。

(3)事業を選択するとき。

(4)事業を実施するとき。

(5)政策評価を実施するとき。

12. コミュニティ(市民活動支援含む)

市は...

役割の認識	町内会？ コミュニティ？	「町内会」と限定しないなら 「コミュニティ」として町内会に入会しない人も含める
		コミュニティには色々ある
		地域コミュニティ
		町内会と？ コミュニティ？

市民は...

役割の認識	参加する人の気持ちしだい
組織体制の構築	自治を進める単位 どのように助けあえばよいのか
	町内会が働きかけて組織率を上げる努力
その他	市の条例なので、実情を踏まえれば「町内会」という言葉を入れるべき

14. 情報公開・個人情報の保護

情報の共有	情報公開の方法(HP・広報)
-------	----------------